

諮詢 第 2042 号
平成 30 年 4 月 25 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 野田 聖子

諮詢 書

下記について、別紙により諮詢する。

記

携帯電話端末等の電力密度による評価方法

諮問第 2042 号

携帯電話端末等の電力密度による評価方法

1 應用理由

携帯電話端末等の人体に近接して使用される無線機器から発射される電波については、その安全性を確保するため、6 GHz 以下の周波数帯において、国際的に整合性を取る形で、比吸収率 (SAR: Specific Absorption Rate。人体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量) の指針値及び測定方法が電波法令により規定されている。

携帯電話端末等の無線機器に関する技術の進展に伴い、2020 年のサービス開始が予定されている第 5 世代移動通信システム (5 G) をはじめ、6 GHz を超える周波数帯を利用する無線機器が人体に近接して使用されることが想定されている。

我が国では、6 GHz 以上の周波数帯において、人体から 10cm 以内で使用する携帯電話端末等の無線機器が発射する電波から人体を防護するための指針値及び評価方法（測定方法及び算出方法）は規定されていない。

一方、米国電気電子学会 (IEEE) の規格及び国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) のガイドラインでは、6 GHz 以上等の周波数帯において電力密度による指針値が与えられている。また、国際電気標準会議 (IEC) においても、6 GHz 以上の周波数帯を用いて人体に近接して使用される 5 G 等の電力密度の評価方法について、標準化の議論が進められている。

これらを踏まえ、6 GHz 以上の周波数帯においても国際的に整合性の取れた評価方法を確立し、引き続き電波の安全性を確保するため、携帯電話端末等の電力密度による評価方法について審議を求めるものである。

2 答申を希望する事項

携帯電話端末等の電力密度による評価方法について

3 答申を希望する時期

平成 30 年 12 月頃 一部答申を希望

4 答申が得られた時の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。